

議案第 5 6 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基礎課税額に係る所得割額） 第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第 6 条及び第 8 条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 7 . 1 3</u>を乗じて算定する。 2 〔略〕	（基礎課税額に係る所得割額） 第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第 6 条及び第 8 条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 7 . 0 1</u>を乗じて算定する。 2 〔略〕
（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について<u>3 万 8 , 3 0 0 円</u>とする。	（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について<u>3 万 5 , 0 0 0 円</u>とする。
（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第 7 条 第 3 条第 3 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について<u>1 万 3 , 5 0 0 円</u>とする。	（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第 7 条 第 3 条第 3 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について<u>1 万 2 , 2 0 0 円</u>とする。
（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を

減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 26,810円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 9,450円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 10,220円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 19,150円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,750円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,300円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,660円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者

減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 24,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 8,540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 9,380円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 17,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,700円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者

均等割額 国保課税被保険者1人について
2, 700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 920円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 745円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 575円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19, 150円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 025円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 750円

3・4 [略]

（保険税の減免）

第24条 [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、

均等割額 国保課税被保険者1人について
2, 440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 680円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17, 500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 830円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 050円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 100円

3・4 [略]

（保険税の減免）

第24条 [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

<u>この限りでない。</u> (1)～(4) [略] 3 [略] 附 則 1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 8 <u>高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u> 9～26 [略]	(1)～(4) [略] 3 [略] 附 則 1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 8 <u>平成36年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u> 9～26 [略]
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。